

工事検査ワンポイントアドバイス 「電子納品について（営繕工事編）」

工事検査通信 No.103

発行： R8年7月24日

出納局 工事検査課



建築関係工事特記仕様書（以下、特記）で以下のように、電子納品をすることにしていますが、受注者からどのようなデータを電子納品すればよいかかわらないと言われました。どのようなデータを納品してもらえばよいですか？

○ 16 電子納品	電子成果品は、福島県電子納品ガイドライン(営繕工事編)により納品を行う。 対象書類 (※ 工事写真 ・ 施工計画書 ※ 完成図 ・ その他) ※ 検査用機器(パソコン、モニター等)は、受注者が準備する。 原則モニターのサイズは、21～24インチ程度とし、解像度はアスペクト 合1920×1200以上とする。 ※ 工事写真のサムネール一覧を提出する。		
○ 17 完成時の提出書類	(1) 完成図書 (※ 提出する ・ 提出しない) ・ 黒表紙(金文字入) (2) 建築物の保全に関する書類 (※ 提出する ・ 提出しない) ・ (3) 完成図 (※ 提出する ・ 提出しない) A2版、A3版2つ (4) CADデータ、PDFデータ(1式) (※ 提出する ・ 提出しない) (※CADデータ提出の場合には、オリジナルCADデータも提出のこと。) (※PDFデータとは、CADデータをPDF形式で保存したもの。)		
○ 18 完成図(施工図及び 施工計画書を除く)	第1編[総則]1.8.4[完成図その他]によるほか、下記による (1) 種類及び記入内容 <table><tr><th>種類</th></tr><tr><td></td></tr></table>	種類	
種類			
○ 19 設計CADデータ貸与	※ 有 ・ 無		

電子納品する図面データのことでですね。

「福島県電子納品運用ガイドライン（営繕工事編）」（以下、ガイドライン）に基づき提出してもらうことになります。

まずは、特記16の記載のとおり、ガイドラインを見てみましょう。

今回の工事では特記で、CADデータとPDFデータの両方を提出することになっていますので、両方準備する必要があります。

その他についてもガイドラインでは、監督員と受注者の協議により決定することになっていますので、必要に応じ提出することになります。（詳細は、ガイドラインP3）



どのようにして決定するのですか？

まずは、「着工時事前協議チェックシート」により受発注者間で協議し、電子納品する書類やファイル形式等を決定します。

設計図のCADデータがある場合は、これを発注図とし、契約後に受注者に貸与します。



受注者は、この発注図を元に完成図のCADデータを作れば良いのですね。

そうですね。ただしガイドラインによると、「建築CAD図面作成要領（案）に準拠して作成されたSXF(sfc)形式のファイル」となりますので、注意が必要です。



受注者に貸与するCADデータが、ガイドラインどおりでない場合は、どのようにしたらよいのでしょうか？

着工時事前協議の際に、電子納品を行う資料とファイル形式等を決定してください。
できれば、ガイドラインに基づくデータがあって、ガイドラインに沿った電子納品ができるとういですね。



「納品時事前協議チェックシート」がありますが、何をチェックすればよいのでしょうか？

電子成果品の内容について記載したものです。データの不足や動作等の不具合がないことを確認してください。



※参考資料

- ・福島県電子納品運用ガイドライン（営繕工事編）（抜粋）

【本日のポイント】

発注者は、当該工事の設計図面データ（ファイル形式）を確認し、求める電子納品のデータを特記仕様書に記載した上で、受注者と協議して決定することが必要。

設計時からガイドラインに基づき、設計図面データを作成することが必要。

拓実(タミ)
建築技師



今回の登場人物



梁本(ハルト)
検査員